**明治初期の宗教政策について**

**4年　高山侑子**

**1.はじめに**

一般に原始社会に近づくほど宗教の社会への影響力は大きく、現代社会に近づくにつれて宗教はその影響力を失いがちである。特に近代のめまぐるしい変化は人々の宗教観を劇的に変化させたであろう。日本が急激に近代国家と変貌を遂げる中で宗教問題はいかに議論され、民衆の宗教観にどれほどの影響を与えたのか。近代国家と宗教の関係は一見矛盾したように見える。実際には周知の通り日本の近代国家は天皇の宗教的権威を背景に社会の制度を一変する事から始まった。当初は神道国教化を目指し、あたかも神道一辺倒かと思われた各種の宗教政策だが、その背景には単純に信仰に関する問題だけではなく、対外的な政治上の問題も強く影響し、必ずしも神道一辺倒にはなりえなかった。急激な近代化を迎え内外に様々な問題を抱えた状況の中、明治政府は宗教を近代国家の中にどう位置付けし民衆を導いていったのだろうか。主に明治初期から「信仰の自由」規定を含む明治憲法が成立し、国家の宗教に関する基本姿勢が確立するまでの宗教政策とその背景について見てみたい。

**2.明治初期の宗教政策**

1868（慶応4）年3月、政府は祭政一致、神祇官再興の布告を発した。この布告は全国の神社をくまなく新政府の支配下に置く神道国教化の構想を示していた。1869（明治2）年7月には神祇官は最高位の官衙として太政官の上位に置かれた。こうして名実ともに古代国家の神祇制度が再興され、天皇の宗教的権威が復活した。祭政一致の布告に続いて、政府は神社から仏教的要素を一掃する「神仏判然」を号令、以後数年間に渡り廃仏毀釈の嵐が全国を覆った。1870 （明治3）年3月には「大教宣布の詔」が出され、神祇官による「大教」の布教活動が実行された。大教宣布は天皇崇拝中心の神道教義を上から半強制的に布教し、全国民の宗教を神道に統一することを目指していた。1871年（明治4）年には社寺領の上知（官収）命令、神社の社格制定、氏子調べ制の新設など、国教樹立のための重要な措置が相次いで実施され、太政官達によって神社は全て国家の宗祀であると宣言された。しかしやがてキリスト教の解禁が必要に迫られると、これまでの直線的な神道国教化政策を修正して神祇官を神祇省へと格下げし、仏教をはじめ民間の諸宗教を動員して組織的な国民教化運動に乗り出す事となった。こうした状況の中、1872（明治5）年3月には神祇省を廃して国民教化のための教部省を新設し、教化の基準として「三条の教則（1）」を制定した。また、国民教化の中央機関として東京に大教院、地方に中教院・小教院、を設置した。教化の要員には各級の教導職がおかれ、神職に続いて僧侶や民間の有志が採用されて神仏合併布教が始まった。こうして神仏分離の大原則はわずか数年で崩れ去った。まもなくこの国民教化運動もまた挫折への道を辿っていく事となる。1875（明治5）年、真宗四派が神仏合併布教に反対して大教院を脱退した。信教の自由を要求し、政教の混淆を非難する仏教側の主張を受け、太政官はまもなく神仏合併布教を廃止した。同年大教院は解体を余儀なくされ、国民教化運動は完全に挫折した。また、この年には教部省が信教の自由を保証する旨の口達を出している。この時期には神道国教化政策の後退と神道教化の伸び悩みから神社界の矛盾が深まり、流派間の対立も激化した（2）。指導層の間では神社神道を国家の祭祀として一般の宗教から分離し、国教としての特権的地位を確立しようとする動きが強まった。政府は神社界の動向に応え祭祀と宗教を分離して国家神道を確立する方針に踏み切った。1882（明治15）年、神官の教導職兼補を廃し、神官、官国弊社の神官が葬儀に関与する事を禁じた（3）のは、神社神道を一般の宗教から区別する措置の第一歩であった。続いて政府は神道系諸宗教の別派独立を次々と公認し、これらの諸宗教を宗教としての神道、すなわち「教派神道」（宗派神道、宗教神道）として神社神道と明確に区別した。こうした祭祀と宗教の分離によって、宗教ではないという建前の国家神道が公認宗教である神仏基（教派神道、仏教、キリスト教）三教の上に君臨するという特異な国教制度が成立した。1889（明治22）年には大日本帝国憲法が公布され、その第28条・信教自由の規定（4）により維新当初より着手してきた政府の宗教政策はある程度完成形を見ることとなった。

**3.近代国家の中の宗教－特にキリスト教をめぐる問題－**

政府は近代国家を創設するうえで宗教に関しても国家の基本的姿勢を明示する必要に迫られた。近代国家創設とは一見なじみが薄いと思われる宗教の問題についても、国や宗教関係者の間ではもちろん民間の知識者達も慎重に議論してきた。維新政府の目下の目標は欧米諸国のような近代国家を一日も早く創設する事である。こうした中で宗教の問題、とりわけキリスト教公許問題は政治上、当時の対外政策の問題と相まって非常に重要な問題であった。

1873（明治6）年政府は「一般熟知の事に付」との理由をつけて「切支丹禁止、邪宗門禁止」の高札を撤去したが、その後もキリスト教に関して政府の明確な態度は表明されぬまま事実上黙認状態であった。高札撤去によりある程度発言の自由を許されたキリスト教徒たちの中には公許を求める声とともに、「文明ノ宗教」たるキリスト教の優位性を説き、積極的にキリスト教化を図るべきという主張も見られた。例えば井深梶之助は「基督教の感化」という論説の中で「今日に当て、何の宗教が最も能く既に衰頽の兆ある我邦の元気道徳を維持し、且旧来の悪風を改良して真正なる文明の域に導く能力ありや。」と問いかけ、「宜しく其根本たるキリスト教を我邦に植て、日本ハ日本に於て又更に其美果を結バしめんことを祈り且勉むべき也」と結んでいる（5）。キリスト教者たちの主張には、キリスト教を文明と関連づけて語り、日本古来の宗教が失った道徳維持という機能を強調する姿勢が共通してみられる（6）。

また、対外交渉の都合上日本のキリスト教化の問題は政府上層部にとっても慎重に議論すべき問題であった。例えば憲法調査に乗り出した伊藤博文もキリスト教を奉じない日本が国際社会からの孤立を危険視していた。伊藤は条約改正による法権回復が難しいのは「道理より寧ろ宗教論の為」と発言している（7）。当時の世相を見てみると、1883（明治16）年頃にはリヴァイヴァルと呼ばれるキリスト教の熱狂的な信仰復興運動が起こっていた。1884（明治17）年、参事院議員尾崎三良の4月30日付の日記には「近来耶蘇教を以て国教為サントスルノ徒世間に流布シ、或ハ政府要路ノ人ニモ荷担スルモノナキニアラズ。甚以テ恐ルベシ。」（8）との記述が見られる。それ以前の2月12日付の日記には、陸奥宗光が国権を維持しながら西洋各国と対等の交際をするために、「全国人民の宗旨を改むる」事が必要だと主張している旨を井上毅から聞いたとの記述も見られる（9）。

宗教の問題は維新の初期の段階から知識者の間でも議論されてきた。例えば『明六雑誌』を見てみると、津田真道が「開化を進るの方法を論ず」（10）において、国民を導くものとして宗教の重要性、キリスト教の一派を進んで導入する事を説き、西周や森有礼からの批判を受けている。西は同雑誌において「教門論」（11）という論説を掲げ、個人の内面・信仰の自由を前提に政治と宗教の分離を説く。森も「宗教」（12）という論説の中で宗教に関する事は「人民各自の所好」に任せ、他人の妨害となるものは政府が法を設けてこれを制すべきだと主張し、スイスの国際法学者ヴァッテルの『国際法』を抄訳している。当時の知識人たちも近代国家創設の観点から宗教問題に関心を持っていた。ただし知識人たちが宗教を語る場合、宗教そのものには一定の距離を置き、あくまで近代化論、あるいは社会改良論の中で宗教をどう位置付けるかを問題にしていたという事に注意しなければならない。例えば福沢諭吉は「宗教の真偽正邪は吾輩これを知らず、之を知るも論ずるを好まず」との態度を明言している（13）。福沢もまた「経世」の観点から宗教の存在意義を説き、「下流の人民」には宗教が持つ道徳維持機能は有効であると考えていた（14）。キリスト教の信仰復興運動が盛んな頃には福沢もキリスト教国教化論を説いた一人である。かつて国内で中心となっていくべきものは仏教だと考えていた福沢だが、1883（明治16）年6月6日・7日に『時事新報』へ載せた論説、「宗教も亦西洋風に従はざるを得ず（15）」では「今日各国の交際上にて我国を文明国間に独立せしめ敢て文明の面色を表して他の疎斥を免れんとするには、人間社交上最も有力なる宗教の如きも亦西洋風に従はざるを得ずと信ずるなり。」と言っている。この事について山口輝臣氏は

同時代的に代表的な知性として認められていた福沢が唱えるということは、この時期こうした考えは突拍子もない奇論ではなく、十分検討に値する一定程度の支持層を持った意見であったと考えられる（山口：1999）

と考察している（16）。キリスト教の問題は特に外交上重要な問題であるが、時の外務卿井上馨もまたキリスト教公許推進しようとの立場にあり、伊藤・福沢らと同じく文明化とキリスト教との関係を強調していた。

さて1877（明治10）年1月11日に教部省は廃止され、まもなくその事務は内務省社寺局に引き継がれる事となったが、宗教行政を取り仕切る内務省内ではキリスト教公許問題はどのように考えられていたのであろう。時の内務卿山県有朋はキリスト教公許を時期尚早と判断し、キリスト教徒に実質的な活動の自由を与えるが、キリスト教解禁の明文化を避ける態度をとった。公許も禁制も行わず、ついに1889（明治22）年、「信仰の自由」規定を明示した憲法発布により憲法による解釈公許という形に落ち着く事となった。

**4.葬儀をめぐる問題**

　前章では対外的な問題と絡めて政府の宗教政策、特にキリスト教をめぐる問題について見てきた。初期の宗教政策ではキリスト教を排除する動きがあったが、そうした態度に限界がくると徐々に軟化政策に向かっていった。例えば自葬の禁解除といった指令によってキリスト教徒は自身が信ずる教法に従ってようやく葬儀を行う事ができるようになった。こうした事例が示す通り、明治初期の宗教政策で民衆生活に関わるものを見てみると、まず葬儀に関する規定に気が付く。葬儀は民衆生活に最も身近な宗教的行為だと考えると、葬儀規定は宗教政策の中でも大きな意味を持つ。この章では葬儀の問題に注目し、各種政策の背景について見てみたい。

1867（明治元）年12月25日、先帝孝明天皇の三周忌が神式で行われ、“敬神崇仏”から“敬神崇祖”への転換をまず皇室において実行した。この動きはやがて華族、士族へと伝播し、ついには庶民の間にも普及する事となる。その原動力となったのが政府の神葬祭推奨政策であり、これにより明治期には貴顕の多くが葬式を神葬式で行った。早い例では土佐藩主山内容堂の葬儀が1872（明治5）年6月28日に神葬式で行われた。その他1878（明治11）年5月17日の大久保利通の葬儀、1883（明治16）年7月25日の岩倉具視の国葬、1885（明治18）年の岩崎弥太郎の葬儀など、新政府の国家的事業に様々な形で関わった人物の葬儀が神葬式で行われた。中には木戸孝允のように政府の要人であっても本人の希望により仏葬式で葬儀が行われる例もあった（17）。但し、政府が当初神葬祭を奨励したのは維新創設に功を為した著名人たちに対してであり、神葬祭の全国的普及には消極的であった。阪本是丸氏はその理由を

おそらくいまだキリスト教防御にとって旧幕府の政策である宗門改制度が必要であり、神葬祭の一般化はキリスト教改宗への隠れ蓑となることを心配したからであろう。（中略）祭式が整備されていない段階で離檀・神葬祭を無条件・無制限に認めることはいわば自葬を認めることであり、自葬はキリスト教の浸透に門戸を開放することを意味していた（阪本：2000）

と述べている（18）。

政府はまず1868（慶應４・明治元）年閏4月19日に神祇事務局より「神職之者、家内ニ至迄、以後神葬相改可申事」という達を全国に出した。近世においては神職といえども、離檀・神葬祭執行が可能な者は当主及び隠居・嫡子にほぼ限定されていた。この達によって神職家は自由に神葬祭ができるようになった。ついで1872（明治5）年には6月28日の太政官布告第192号で自葬を禁じ、葬儀は神官・僧侶に依頼する事、及び同第193号で「従来神官葬儀に関係致さず候処、自今氏子等より神葬祭相頼み候節は喪主を助け所持取扱うべく候事」と布告した。これにより神葬祭を隠れ蓑にしたキリスト教徒などの自葬は執行不可能となり、近世の葬儀執行は僧侶のみという体制からそれに神官が新たに加えられた。これらの指令によってようやく民衆の神葬祭の道は開けたのである。後、1874（明治7）年には教導職も葬儀に関与できるようになった。さらに廃仏毀釈の気運が高まる中で、仏葬と密接な関係を持つ火葬を禁止する地方官も現れた。政府は1873（明治6）年7月18日には太政官布告第253号によって全国的な火葬禁止令を出した。しかし、仏教側の激しい批判、墓地確保が困難との問題もあって1875（明治8）年5月23日の太政官布告第89号によって火葬禁止は早々に解除された。1882（明治15）年1月24日には神官が教導職を兼ねる事を禁じ、葬儀には関与してはならないとした。このいわゆる「神社非宗教論」の制約のため神官は葬儀の場より隔絶され、戦後まで神葬祭の普及に神社が関与することはなかった。1884（明治17）年には自葬も解禁となった。これによりキリスト教に基づく葬儀も法的に解禁となった（19）。

以上のように、政府は当初積極的ではないにしろ民間においても神葬祭が広まるよう各種達を布告したが失敗、明治初期において神葬祭は発展する可能性を持ちながらも一般的に普及する事はなかった。阪本氏は神葬祭が発展しなかった理由について以下のように述べている。

政府当局に神社神職が神葬祭の重要性を認識させるだけの実践的な神道神学が樹立出来ず、なかば内ゲバというべき勢力闘争に終始した事により、つまり神道の世界観・幽冥観を神道界全体の一致したものとして政府や社会に打ち出せなかった事により、政府に「宗教」としての能力を認識させえなかった。これが神葬祭を衰頽させた主要な要因である（20）。

明治期の葬儀は諸相を変えながらも、少なくとも都心においては近世以来の仏教式で落ち着いた。やや時代は下るが、1898年（明治31）年に発行された『東京風俗志』には明治の葬儀事情が次のように記されている。

葬祭の儀は、宗教の異なるに従うてまた異なるなり。維新の後、神道の行われしより、その式に従うものも少からず。仏葬の如きも、これが式に取る所なきにあらず。また基督教徒には特に其式ありて葬祭の儀甚だ他に異なり。然れども市民の多数は殆んど仏葬に従うものなれば、主としてこれを掲げ、余は省略することとす（21）。

**5.考察と今後の展望**

　以上のように明治初期の宗教問題を概観してみると、国家の宗教に対する基本姿勢が定まるまでには様々な葛藤が見られ、挫折や失敗を繰り返しながら宗教の問題に取り組んできた事がわかる。試行錯誤を繰り返した結果、宗教と祭祀を分離させる国家神道体制という特殊な国教制度が成立したのは、急ピッチでの近代化を迫られたという日本の特殊な環境が生んだ体制ではないだろうか。ゆるやかに近代化を迎える事ができなかった日本では、宗教の問題に関しても一刻も早く近代国家の体裁を整える事が肝要であった。そこで欧米諸国のように信仰の自由を認め近代国家の仲間入りを果たす事と、当初政府が構想していた神道国教化の問題を矛盾させる事なく実行するために、神道を宗教と祭祀を分離させるといった歪な形でなんとか神道優位の国家体制を維持するよう努めた。このような宗教と祭祀が並立しているという不可解な体制は日本人の宗教観にどのような影響を与えていったのだろうか。このような視点にたち、今後はそのような宗教政策に対する民衆の対応について注目し、宗教観の変化についての研究を進めていきたいと考える。具体的には本論文でも採り上げた葬儀の問題、特に民衆の神葬祭運動の動向に焦点を当てて民衆側の対応について詳しく見てみたいと考えている。

註

(1)「敬神愛国ノ旨ヲ体スヘキ事、天理人道ヲ明ニスヘキ事、皇上ヲ奉戴シ朝旨ヲ遵守セシムヘキ事」

(2)1880（明治13）年、神宮遙拝所を東京に新設する際に祭神をめぐって内紛が激化し、神道会は伊勢派と出雲派に二分される形勢となった。

(3)但し府県社以下の神社神官はこれまで通り葬儀に関与できるものとした。1月24日付内務省達。

(4)「日本国民ハ安寧秩序を妨ケズ及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ自由ヲ有ス」

(5)井深梶之助「基督教の感化」『六号雑誌』52、明治18年3月。

(6)山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版、1999）32～4頁。

(7)明治16年1月18日付井上馨宛伊藤博文書翰、春畝公追頌会編『伊藤博文伝』中（原書房、1970）345頁。

(8)伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記』上（中央公論社、1991）343～4頁。

(9)前掲『尾崎三良日記』上、355頁。

(10)山室信一、中野目徹校注『明六雑誌』上、（岩波書店、1999）

(11)同『明六雑誌』上

(12)同『明六雑誌』上

(13)福沢諭吉「僧侶論」（明治15年3月）、慶応義塾編纂『福沢諭吉全集』8（岩波書店、1958）31頁。

(14)福沢諭吉「宗教の必要なるを論ず」（明治9年11月）、前掲『福沢諭吉全集』19、585～7頁、同「宗教の説」（明治14年12月）、『福沢諭吉全集』20、230～2頁。

(15)前掲『福沢諭吉全集』9、529～536頁。

(16)前掲『明治国家と宗教』69～72頁。

(17)此経啓助『明治人のお葬式』（現代書館、2001）

(18)阪本是丸「近代の神葬祭の歴史と墓地の問題」『神葬祭総合大辞典』（雄山閣出版、2000）119～130頁。

(19)例えば1884（明治17）年12月10日には西郷従道の長男・西郷従理の葬儀がハリストス正教会において行われた。

(20)前掲阪本論文。

(21)平出鏗太郎『東京風俗志』（八坂書房、1991）

参考・引用文献一覧

・山口輝臣『明治国家と宗教』（東京大学出版、1999）

・阪本是丸『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、1994）

・阪本是丸「近代の神葬祭の歴史と墓地の問題」『神葬祭総合大辞典』（雄山閣出版、2000）

・此経啓助『明治人のお葬式』（現代書館、2001）

・此経啓助「明治時代の葬列とその社会的象徴性」『日本大学芸術学部紀要』40、2004

・村田安穂『神仏分離の地方的展開』（吉川弘文館、1999）

・加藤隆久編『神葬祭大辞典』（戎光祥出版、1997）